

移動等円滑化取組計画書

令和 3年 6月 30日

住 所 高知県高知市棧橋通4丁目12-7

事業者名 とさでん交通株式会社

代表者名 代表取締役社長 樋口 毅彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両の現状課題と対応

当社の旅客施設で、利用者数3000人/日以上停留場については、はりまや橋停留場があり、その内、バリアフリー化適合基準を満たしていない停留場については、改善できるように関係機関に要望していく。

老朽化した車両の更新に伴い、誰もが利用しやすい段差のない超低床式車両については、3年毎に1車両導入を予定している。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

運転士にサービス介助士の資格取得を促進させると共に、接遇研修を実施。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客施設	はりまや橋の棧橋線下り停留場は関係機関と協議中である。 北山停留場いの行(3000人/未満)は2021年度施工予定。 後免東町停留場(3000人/未満)は改良計画中。
車両施設	2023年度超低床車両1両の導入予定。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー化適合基準を満たしていない停留場	停留場の幅員の確保、スロープの設置、点字ブロックの設置などを進めていく。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お客さまへのお声がけ	お体の不自由なお客さまや、高齢者のお客さまへのお声がけを実施する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページや時刻表による情報の提供	超低床式車両（3両）の運行時間をホームページや時刻表でお知らせする。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士の資格取得促進	運転士にサービス介助士の資格取得を促進する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページや時刻表による情報の提供	超低床式車両（3両）の運行時間をホームページや時刻表でお知らせする。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

会社ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を、社内で共有すると共に取り組みの改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
無		

Ⅴ 計画書の公表方法

会社ホームページ

Ⅴ その他計画に関連する事項

65歳以上の方の利用促進として、普通定期より安価な高齢者応援定期おでかけ電車 65（電車全線）を販売する。また、運転免許証自主返納者に対しては、初回のみ半額で販売する。

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

2 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。